単　位　事　務　名	
配偶者同行休業	
根拠及び参考法令	地方公務員法の一部を改正する法律　【法律第７９号】 鹿児島県職員等の配偶者同行休業等に関する条例 【平成２６年１２月２４日鹿児島県条例第６１号】 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例　【昭和２６年鹿児島県条例第６９号】 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則　【昭和４４年鹿児島県規則第５０号】 配偶者同行休業制度について（通知）　【平成２６年１２月２５日鹿教教第３９１号】 配偶者同行休業の取得に伴う手続等について（通知） 【平成２７年３月３日公共鹿第１０１０号】
項　目	処　理　方　法
休業の事由	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由は，次に掲げる事由（6月以上継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。 １　外国での勤務 配偶者が法人その他の団体に所属して外国に勤務することをいい，報酬の有無は問わない。 ２　事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって，外国において行うもの 「活動」には，例えば，次に掲げる活動が含まれる。 法律，医療等の専門的な知識又は技能が必要とされる業務に従事する活動 報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動 音楽，美術，文学その他の芸術上の活動 ３　学校教育法（昭和22年法律第26条）第83条に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設も含む。）であって外国に所在するものにおける修学（上記の1及び2に該当するものを除く。） 【条例第４条】【平成２６年１２月２５日鹿教教第３９１号】
適用除外職員	１　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 法律により任期を定めて任用される職員には，例えば，再任用職員，任期付職員が含まれる。 ２　非常勤職員　【平成２６年１２月２５日鹿教教第３９１号】

項　　目	処　　理　　方　　法
承　認　申　請	配偶者同行休業の承認の申請は，次の事項を明らかにしてしなければならない。 １　配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日 ２　当該職員の配偶者が，当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由 配偶者同行休業の承認またはその期間の延長の申請をしようとするときは，配偶者同行休業承認申請書を配偶者同行休業を始めようとする日又は配偶者同行休業の期間を延長しようとする日の1月前までに教育長に提出しなければならない。 教育長がその事由を確認する必要があると認めて指示をしたときは，当該職員は証明書類を提出しなければならない。【条例第５条】
承　　認	任命権者は，職員が申請した場合において，公務の運営に支障がないと認めるときは，当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で，配偶者同行休業をすることを承認することができる。【条例第２条】 「勤務成績その他の事情」の考慮要素 以前に配偶者同行休業をしたことがある場合には，前回の配偶者同行休業から職務復帰した後概ね5年程度職務に従事した期間があること。 配偶者同行休業の申請の時点において，職務に復帰した後，概ね5年程度在職することが見込まれ，かつ，継続して勤務する意思があることが含まれる。 【平成２６年１２月２５日鹿教教第３９１号】
期　　間	配偶者同行休業の期間は，3年とする。【条例第３条】
期間の延長	配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が条例第3条に規定する期間を超えない範囲内において，延長をしようとする期間の末日を明らかにして，任命権者に対し，配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。 配偶者同行休業の期間の延長は，知事が人事委員会と協議して定める事情がある場合を除き，一回に限るものとする。【条例第６条】
失　　効	配偶者同行休業の失効の承認は，当該配偶者同行休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し，若しくは当該職員の配偶者でなっくなった場合には，その効力を失う。 【法第26条の6第5項】

項　　目	処　　理　　方　　法
承認の取消事由	以下の事由に該当する場合は，承認を取り消すものとする。 １　配偶者と生活を共にしないこととなった ２　配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在しないこととなった ３　配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった ４　職員が産前休暇又は産後休暇を与えられた ５　職員が育児休業を承認された 【法第26条の6第6項】【条例第３条】
届　　出	以下の事由に該当する場合は，遅滞なく，届け出なければならない。 １　配偶者が死亡した場合 ２　配偶者が職員の配偶者でなくなった場合 ３　配偶者と生活を共にしなくなった場合 ４　配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在しないこととなった場合 ５　配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった場合 ６　産前休暇又は産後休暇の承認を受けようとする場合 【条例第８条】
給　与　等	１　配偶者同行休業をしている期間については，給与を支給しない。 【法第26条の6第11項（法第26条の5第3項準用）】 ２　期末手当の額の算定の基礎となる在職期間から配偶者同行休業をした期間の２分の１に相当する期間を除算する。 【鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例　第4条第2項】 ３　勤勉手当の額の算定の基礎となる勤務期間から配偶者同行休業をした期間の全期間を除算する。　【鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則　第12条第2項】 ４　職務に復帰した場合には，配偶者同行休業をした期間の100分の50以下の換算率により換算した期間を引き続き勤務したものとみなして，号給の調整を行うことができる。【条例第10条】 ５　退職した場合には，退職手当の算定の基礎となる在職期間から配偶者同行休業をした全期間を除算する。【条例第11条】

項　　目	処　　理　　方　　法
そ　の　他	公立学校共済組合の共済掛金及び貸付償還金関係について 　給与が支給されないため，組合員自身で引き続き共済掛金（長期掛金及び短期掛金）及び貸付償還金（貸付金を借り受けている者のみ）を払い込む必要がある。 　介護掛金については，「介護保険第２号被保険者資格喪失届」を提出することにより掛金の徴収を停止することができる。 公立学校共済組合の福祉保険制度，アイリスプラン及び団信制度関係について 　各制度に加入している場合には，掛金及び保険料充当金を，引き続き所定の期日に口座振替（引落）により払い込むこと。（手続不要） 公立学校共済組合の短期給付関係について 　療養費（海外療養費）及び出産費並びに出産費附加金は，共済組合へ請求することができる。 【平成２７年３月３日公共鹿第１０１０号】